

# MARKKOREA

## PATENT AND LAW FIRM

### 韓国特許法 2020.6.9.改正/2020.12.10.発効

#### ◇ 改正理由及び主要内容(特許権者に有利な損害額算定方式に改善)

従来韓国特許法では、特許権者の製品生産能力が100個であるとする、侵害者が10,000個の侵害製品を市場に販売しても、特許権者は、本人の生産能力(100個)を超える9,900個の製品に対しては、正しい損害賠償を受けることができなかった。しかし、改正特許法では、残りの9,900個に対しても、特許発明の実施による実施料を、侵害者から追加として賠償を受けることができるようになっている(第128条第2項改正)。すなわち、

(改正前の損害額算定方式): 特許権者の生産能力範囲×単位当たりの利益額

(改正後の損害額算定方式): 特許権者の生産能力範囲×単位当たりの利益額 + (超過分×合理的な実施料率)

注目すべき点は、上記のような改正特許法により損害額の範囲が広がると、それに伴い、2019.7月より韓国特許法で施行されている特許権侵害に対する3倍賠償制度と相まって、損害賠償額も自然に増額されると見込まれる。一方、上記のような改正後の損害賠償算定方式は、2020.12.10.以後、最初に損害賠償が請求された場合から適用される。

### 韓国特許法 2019.12.10.改正/2020.3.11.発効

#### ◇ 改正理由及び主要内容(ソフトウェア特許保護強化)

従来韓国特許法では、ソフトウェアなどのような方法発明の場合、その方法を使用する行為だけを、特許を受けた発明の実施として規定していて、ソフトウェアなどを、情報通信網を通じて転送する行為が、特許を受けた発明の実施に該当するか、不明であるため、保護し難い側面があった。これに対して、ソフトウェアなどのような方法発明の場合には、① その方法を使用する行為だけでなく、その方法の使用を請約する行為も、特許を受けた発明の実施に含まれるようにし(第2条第3号ロ目新設)、これによるソフトウェア産業の萎縮を防止するために、② 特許を受けた発明の実施が、方法の使用を請約する行為である場合、特許権の効力は、その方法の使用が、特許権又は専用実施権を侵害することを知り、その方法の使用を、請約する行為にのみ及ぶように改正している(第94条第2項新設)。このように改正された韓国特許法は、2020.3.11.より発効されて、現在、施行中にある。

**Moon Yung Chung**

- Patent Attorney | Managing Attorney
- Yonsei University (Seoul) (MS/LLM)
- USPTO (Visiting Scholar Program)
- Former KIPO Trademark Law Amendment Committee Member
- Former KIPO Patent Bar Examination Committee Member
- Practice: IP Prosecution and Litigation

**Julie (H.J.) Chung**

- Associate | 韓国弁護士試験合格
- Harvard University (Intellectual Property Law)
- University of Washington (Seattle) (B.S. Chemistry)
- Practice: IP Prosecution and Litigation
- Technical Field: Biochemistry | Chemistry | Pharmaceuticals
- Language: Korean | English | 日本語

**MARKKOREA Patent and Law Firm**

304 Sanglim Building  
18 Seocho-daero 49-gil  
Seocho-gu, Seoul (06596), Korea  
T: +82-2-3473-6947  
F: +82-2-3473-6949  
E: [link@markkorea.com](mailto:link@markkorea.com)  
E: [myclaw@korea.com](mailto:myclaw@korea.com)  
W: [www.markkorea.com](http://www.markkorea.com)